

魚沼地区障害福祉組合財務規則

平成3年3月20日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令又は条例に別の定めがあるもののほか、魚沼地区障害福祉組合(以下「組合」という。)の財務会計事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、魚沼市財務規則(平成16年魚沼市規則第49号。以下「魚沼市財務規則」という。)第2条に規定するところによる。

(予算執行権限等の専決)

第3条 収入原因行為及び支出負担行為をする管理者の権限及び収支命令権者としての管理者権限並びに歳入歳出外現金等の受払命令権者としての管理者の権限は、魚沼地区障害福祉組合事務決裁規程(平成26年魚沼市障害福祉組合訓令第6号)第9条に規定する専決事項として魚沼市財務規則別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ副管理者及び園長に専決させる。

(会計管理者事務の一部委任)

第4条 会計管理者は、会計課(魚沼市行政組織規則(平成16年魚沼市規則第4号。以下「魚沼市組織規則」という。)第5条に規定するものをいう。)以外で直接領収を必要とする収入金の領収及び指定金融機関等に対する払込みに関する事務を処理する権限を出納員に委任する。

2 出納員は、会計管理者から委任を受けた前項の事務のうち、園外において収納する必要のある物品販売等の収入金の領収及び指定金融機関等に対する払込みに関する事務を処理する権限を、さらに現金取扱員に委任する。

(出納員の設置及び任命)

第5条 庶務課に出納員を置く。

2 出納員は、管理者が任命する。

(現金取扱員の設置及び任命)

第6条 庶務課、魚沼学園指導課及び魚沼更生園支援課に現金取扱員を置く。

2 現金取扱員は、管理者が会計管理者と協議して任命する。

(会計管理者の補助職員)

第7条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課長及び会計補助職員を置く。

2 会計課長は、魚沼市組織規則第11条第1項に規定するものについて、会計補助職員は、魚沼市財務規則第91条第1項第2号に規定するものについて、管理者が会計管理者と協議して任命する。

(指定金融機関等の設置)

第8条 組合の公金の収納及び支払の事務又はその事務の一部を取り扱わせるため、指定金融機関及び指定代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)を置く。

(指定金融機関等の使用印鑑等)

第9条 指定金融機関が公金の出納又は収納に使用する印鑑は、魚沼市財務規則第179条の規定により届け出た印鑑とする。

(準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、組合の財務会計事務の取扱いに関しては、魚沼市財務規則を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

魚沼市	魚沼地区障害福祉組合
市長	管理者
副市長	副管理者
主管の長	園長
室長	園長
施設長	園長
財政課長	庶務課長
市有	組合有

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 魚沼地区障害福祉組合財務規則(昭和48年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合規則第2号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の日の前日までに旧規則の規定により行った行為は、この規則の規定により行ったものとみなす。
- 4 平成2年度予算の整理を行うについては、なお従前の例による。
- 5 当分の間、第3条に規定する庶務課長の専決権については、庶務課長補佐又は庶務係長が任命されていない場合において庶務課長が不在のときは、事務決裁規程第8条第2項の例により当該課長に専決させる。

附 則(平成10年3月31日規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月1日規則第5号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の魚沼地区障害福祉組合財務規則によって行った手続その他の行為は、この規則の規定によって行ったものとみなす。